

建設経済常任委員会

平成17年10月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第5号 平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について

議案第6号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について

出席委員（16名）

委員長	向 後 和 夫	副委員長	菅 谷 源兵衛
委員	伊 藤 清 昌	委員	林 正一郎
委員	久須美 佐 内	委員	石 毛 忠 雄
委員	向 後 保 夫	委員	大 塚 博
委員	木 内 兵 衛	委員	加 瀬 義 夫
委員	藤 田 昌 功	委員	伊 知 地 直
委員	嶋 田 哲 純	委員	鶴 谷 富 士 男
委員	長谷川 喜代司	委員	越 川 芳 男

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（30名）

助 役	重 田 雅 行	商工観光課長	小 田 雄 治
農水産課長	堀 江 隆 夫	建設課長	米 本 壽 一
都市整備課長	島 田 和 幸	下水道課長	山 崎 健 次
農業委員会 農事務局長 その他担当 職員	野 口 徳 和 23名		

事務局職員出席者

事務局次長	堀江通洋	主査	穴澤昭和
主任主事	飯田裕紀子		

開会 午前 9時58分

○委員長（向後和夫） おはようございます。若干早いですけれども、全員そろっておりますので、これから始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中をご苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は16名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） おはようございます。

建設経済常任委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、皆様にご審議をお願いする案件につきましては、平成17年度の予算案ということで、議案第1号の一般会計予算、議案第5号の下水道事業の特別会計予算、そして議案第6号の農業集落排水事業の特別会計予算の3件でございます。

議会の冒頭で市長の方からご説明いたしましたように、今回の予算は新市として7月から来年3月まで9か月分の本予算を編成したものでございます。特に、このうち一般会計予算につきましては、旧市町の計画事業を引き継ぎながら、新市の一体性の確立を最重点にいたしまして住民福祉の一層の向上を図ることを目途に編成しております。どうか委員の皆様方には、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（向後和夫） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（向後和夫） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月27日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第5号 平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号 平成17年度旭市農業集落排水事

業特別会計予算の議決についての3議案であります。

初めに、議案第1号について各担当課長は説明してください。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 袋公園の整備計画についてご説明させていただきます。

お手元の図面をご覧いただきたいと思います。

まず、基本的な考えといたしまして、水辺を生かした公園作りを行ってまいりたいと考えております。

概要でございますが、全体の整備計画といたしましては、さまざまなイベントが行えるようなイベント広場です。真ん中部分になります。それから、子どもたちが水と自然に親しんで遊べるようなじゃぶじゃぶ池、それから高さ5メートル程度の築山の展望広場、子どもたちが自由に遊べるわんぱく広場、それから、野鳥が住みつくような野鳥の森等の整備を行ってまいりたいと考えております。また、休憩施設といたしましては、東屋、それからパーゴラ等の設置、それからトイレの設置を考えています。

今年度の整備といたしましては、イベント広場の約5,000平米の芝生の張り付け、それから東屋、パーゴラの設置、それから配水施設、照明用の電気設備、それから水道管の埋設等を行ってまいりたいと考えております。これはあくまでも現段階における構想の設計でございますので、今後の状況等によりまして変更になることもございますので、何とぞご理解いただきたいと存じます。

今年度の工事費の予算といたしましては約4,300万円を計上して、予定してございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかの課長はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（向後和夫） それでは、担当課長の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） どんな形でやるんでしょうか。款別でよろしいんですか。

○委員長（向後和夫） 藤田委員、一括でもってひとつお願いします。

○委員（藤田昌功） 歳入も歳出も一括ですか。

○委員長（向後和夫） はい。

○委員（藤田昌功） 質問をしておいて、私が答えがなくても忘れちゃうかもしれませんけれ

ども、まず38ページですが、旧旭市歳計剰余金18億円余りがここに繰り入れられています。このうち、この関係ですと土木の関係、建設の関係になりますけれども、どのくらいの予算がこの中に繰り入れられたか。つまり第1・四半期分は旧市でやったんですけれども、そこで執行されなかった分がどのくらいあるのか、それを教えてください。

それから、歳出の方になります。163ページに出ています。これは常識的に何だかよく分からんということでお聞きするわけですが、163ページの13の委託料、アメニティー公園維持管理委託料というのがありますけれども、これがどんなものなのか。私は初めて見るので教えてください。これは純粋に質問です。

それから、165ページ、これは商工費の農業振興費ということになっていますけれども、165ページの19の細目の中に、一つはいきいき旭・市民まつりの補助金というのがあります。それから、その下に海上の産業まつり補助金というのがあります。これらが将来的には何か考えられないといけないんだろうけれども、今年の問題としては開催時期がいつなのか。余りに時期的に接近しているような形というのは望ましくないような気がするけれども、この時期を教えてください。

それから、同じページの19の負担金補助及び交付金です。この中に新規就農者・里親支援事業補助金というのがあります。これは先日的一般質問で我が党の高木議員が質問した部分でもあるわけですが、新規就農者に対する援助ということでやっているはずなんですけれども、これが今どの程度の規模で行われるのか、いつごろまでこれは続くのか、これを教えてください。

それから、これは純粋な質問ですが、170ページ、11の農業経営基盤強化促進事業がありますが、この中に賃金が含まれているけれども、この賃金の使途がどういうことなのか、それを知りたいと思います。

それから、173ページ、家畜排せつ物利用施設の利活用施設整備事業があります。これはたしかもう事業として終わったのかなと思っていたんですけども、いつまでこれが行われるのか。これは全部の施設をカバーしなければいけないというようなことでもって、かなり幾つかの事業を3年ぐらい前からやったと思うんですけれども、これが一体いつまで続くのか、それを教えていただきたい。

それから、これは実は決算の時にもお聞きしたんですけども、174、175ページのところで、農道整備ですが、これは多分、建設課長に伺った方がいいんだと思うんですけども、この前、農水産課長に伺ったんですけども、どんな規格でやるのか。つまり一般の道

路ですと、大ざっぱに言って1メートル四・五万円もかかるわけです。一方でもって、例えば簡易舗装の場合だと5,000円ぐらいで済んでしまうという状況があるわけです。その中で、決算の時には約1万2,000円だったわけで、そういった意味では規格がどうなっているのか。いわゆる一般道の規格ほどのものは必要ないということなんだと思うけれども、特別な規格がこの農道のためにあるのかどうか、積算基礎になるものですね、それを教えてください。

それから、商工費になりますが、189ページの中心市街地活性化対策事業ですけれども、これの一番下のところ19ですが、旭市空き店舗活用事業補助金というのがあります。これはどんな事業なのか。どこなんでしょう、分かりにくいので教えてください。

それと、その前のページ188ページになるけれども、ここで13の委託料です。ホームページ作成委託料というのがあるけれども、これは市がやっているホームページとは全く別なものなんだと思いますけれども、どのようなものを行っているのか、それを教えてください。

それから、土木費になります。200ページ、国土調査費です。これはたしか旧干潟町でだいぶ前からやっているということなんだけれども、これはぜひ続けなければならない事業だと思っています。これで形はよく分からないので教えてほしいんですが、地籍調査をするというのが目的だと思うんだけど、例えば民有地と、それから公道等の境の確認ということ、つまり道路台帳整備と似たような事業としても、これが意味があるのかどうか、その点を教えてください。

それから、206ページです。4のところに旭中央病院アクセス道路の整備事業がありますけれども、この間の説明で6本程度の候補からだいたい3本に絞ったという話があったけれども、3本というのはどこなのか、それを知りたいと思います。

それから、208ページ、橋梁維持費ですけれども、調査設計委託料というのがありますが、具体的にどの辺りにかける橋なのか、それを知りたいと思います。

だいたいそんなところのようです。

○委員長（向後和夫） 藤田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 歳入だけ取りあえずお答えいたします。

先ほどの剰余金の話ですけれども、4―6予算の建設課の仕事としてではなくて、藤田委員の一番関心があろうと思われる三つの科目に絞ってお答えしたいと思います。

まず一つ目は工事請負費です。道路排水の整備工事請負費ですけれども、4―6予算では1,670万円だったわけです。執行が1,648万5,000円ですから、21万5,000円の残が入ると。そ

れと用地買収費です。これが2,000万円の予算がありましたけれども、執行額は1,942万円ということであります。

それともう一つ、物件補償費があります。これは工事等を絡めたものなんですけれども、物件補償費がありまして、これもやはり予算が2,000万円ありました。これは1,247万7,000円の執行ということになりまして、これは大きな残があるわけです。782万3,000円。これは故意に7—3予算、7月から3月までの予算で1軒分の補償費に、この700万円でありませんでしたので故意に残しまして、今回の予算と組み合わせまして執行すると。これは故意的に残した予算であります。執行残については以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 最初のご質問の163ページ、アメニティー公園維持管理費の内容でございます。これは場所につきましては東総文化会館の後ろに仁玉川というのが流れておるかと思えます。その沿線沿いに長広く公園化したところがございます。その維持管理費を計上させていただいております。ウォーキング等をやった中で、ちょっと途中で休んだりとかいろいろな子どもの遊び場、そういうところでご理解いただきたいと思えます。

それと、165ページの方に各地区の産業祭り等の補助金がございます。ここにありますようにいきいき旭・市民まつり、これにつきましては11月6日日曜日に旭市の体育館の前で実施をするように現在運んでおります。それから海上地区と干潟地区、これも実は11月に実施をいたします。海上地区につきましては、ここに書いてありますように海上産業まつり補助金ということで300万円。日にち的には11月23日の勤労感謝の日に実施をさせていただくと、これは昨年と同じというようなことで、場所的には海上町役場の後ろですか、あの辺を予定していると聞いております。

それと、ここには書いてありませんけれども、実は干潟地区のふるさと祭りというものが例年11月23日に実施をしてございました。海上地区とかち合うというようなことで、昨年の実行委員会の反省の中で、平成17年は11月13日日曜日であります。干潟中学校の校庭で開催をさせていただく。この補助金につきましては、商工費の方で計上させていただいております。旧干潟町の方で商工費の中で計上してあったもので、別途計上させてあります。そんなところで各地区、現在3か所でそれぞれ日にちを変えながら11月中に開催をする予定で段取りをしております。

これからどうなるのかというのがございますけれども、合併したんだから1か所でばっとやったらという住民の意見もあることはあります。ただ、それとは別にやはり地域のよさもある

るのかなということで、それぞれ地域のよさを生かしながら、それぞれの地域で開催したらどうかと、そういう声もございます。また逆に旧旭市に、旧干潟あるいは飯岡のいろいろな特産物を市民の方に知っていただくとか、逆に海上、干潟でいろいろな市内の特産物を知っていただく、そういういい機会でもあるのかなと。来年以降につきましては、実行委員会等が中心になってやっております。それぞれ住民の方の代表の方々にご意見を伺って、次年度もどのような形で継続していくか拝聴した上で決定をしたいというふうに考えております。そんなことで住民の考えの中で実施を検討しているということでご理解いただきたいと思っております。

それと、同じように165ページの新規就農者・里親支援事業の関係でございます。これにつきましては、新規に農業経営に携わる方がやはりいろいろな農業知識を持ちたいと。そんなことで市外等に研修に行く場合に月2万円という補助を考えております。それと逆に、やはり市の中でも農業経営者が積極的にいろいろな方の農業経営者を受け入れていただく。そんなことで受け入れした農家に別途また補助金等をこの中で行っております。でき得れば、本予算を通していただいて、なるべく我々課としましてはやはり農業経営にとっては学ぶというのが必要かなと、そういうようなことで継続して事業を実施していきたいと考えております。現在のところ使っている方ですか、今まで結構——ちょっと手持ち資料はあれですけれども、実質的には結構あります。そんなことで積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、170ページの農業経営基盤強化促進事業の関係でございます。賃金の関係でございます。これにつきましては、ご承知のように農業経営基盤強化法に基づきます農地の流動化を積極的に担い手に図るべく進めている事業でございます。内容的には、事業の中身は旧飯岡地区で実施をしたいというふうなことで予算計上をさせていただいております。農業経営実態の情報収集活動での賃金、それと農地流動化対策への円滑化プロジェクトチームへの活動賃金あるいは農地流動的支援あっせん活動等の賃金、売りたい、貸したい、あるいは買いたい、借りたい、そういう方々の仲人的なことをさせていただく、そういう際の働き手の方への賃金を予定をさせていただいております。

それと173ページでございます。委員ご指摘のように、既に家畜排せつ物法の施行がされまして、畜産農業者にとっては万全を期してもう既にやっているのではないかというご質問かと思っております。ただ、先のこの施業の中では簡易な適応、簡易な対応についても認めるということで、例えば素掘りはいけないけれども、ビニールシート等で地下浸透されないような

仕掛けをしていただければそれは取りあえずは問題ないと。あるいは野積み等につきましても地下浸透しないように下にちゃんとシート等をやるようにと、そういう簡易対応についても組合で認めております。ただ、この簡易対応がいつまでもこの簡易対応であっていいのかと、そんなことで国等につきましても法の適応後も補助事業等を進めていただいております。簡易対応が恒久的な対応に実施をするというようなことで、そういう事業の内容でございます。そういうことで法の適応をやっていない農家がこれをやるということではなくて、現在簡易で対応をしている、そういう農家に対しまして恒久的な対応をさせていただきたい。それと併せまして、畜産農家が堆肥を作るだけではなくて耕種農家にも活用していただく、そういうような仕組みを本事業の中で考えております。

それと174ページの農道関係でございます。委員ご指摘のように、農道につきましても通常の設計よりも安い設計というんですか、業者の実績が安いのではないかと思います。ご承知のように農道につきましても大型等を想定してなくて、農作物を通常運んで、それが荷傷みしないような形、実はそういうことを想定をしながら国に対して予算要求をしております。そんな形で若干建設関係等は特別な積算になっている。そんなことの形かと思っております。詳しいいろいろな資料を本当に手持ちになくて申し訳ありませんけれども、以上でございます。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、188ページ13節の委託料でございますけれども、ホームページ作成委託料、これはインターネットにおきます「まるごと旭」のホームページがあるわけでございますけれども、この中に商業者の専用ホームページのスペースを設けて共有情報を提供するためのものがございます。

それから、189ページの19節の負担金補助及び交付金、一番下になりますけれども、旭市空き店舗活用事業補助金でございますけれども、事業主体は田町本町通り商店街でございます。東電の跡を利用いたしまして、空き店舗の活用にも努める事業でございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 藤田委員のご質問にお答えします。

ちょっとページが戻りますけれども、175ページをご覧になっていただきたいと思います。

先ほどの農道と建設課がやっている道路の関係、農水産課長の話でよかったと思うんですけれども、違いと言えれば一概には言えないと思うんです。農道というのは一般的には側溝はまず考えていないと。舗装面でいきますと5センチ、5センチで同じはずなんです。その下

の採石になりますと10センチとか15センチの違いはあるんですけども、主にはとにかくU字溝はまず考えていません、農道の場合には。その辺で大幅な差は出るはずですよ。ちなみに採石の厚さは農道は10センチでやっています、建設課がやっている道路は15センチということの違いはありますけれども、主にはそのほかのもので違いがあらうかと思えます。

それから、200ページをご覧になっていただきたいと思えます。国土調査の関係なんですけれども、民地と道路の境界、それから道路台帳の関係、道路台帳は残念ながら境界までは意識していません。国土調査は境界が目的です。道路台帳はどこにブロック塀があるとか、どこに境界ぐいがあるとか、どこに街灯があるとか、かなり細かいものはかなり図示されていますから、目的が全然違うわけです。ですから、国土調査で境界杭を打った。例えばコンクリートの杭を打ったものまでは道路台帳に表示されています。ですから、目的が違うわけです。

それと、アクセス道路の3本の話ですけども、これはちょっと言いにくいんですけども、質問では警察から中央病院に向けた道路を6本から3本に絞りましたと私答えたんですけども、3本はどの辺かというご質問です。西の外れは中央病院側から見ますと駐車場のど真ん中を進めるルートがあったんです。一番東側の方に行きますと、川島歯医者がありますけれども、あの辺を抜けてまず1本あります。これは将来来るであろう銚子連絡道を意識しながら抜けている。それと、その中間点を1本とりまして、今その三つ、西側の外れがいいのか、東側の外れがいいのか、真ん中がいいのかというところでやっているわけです。

ところが、中央病院側から見ればそうなんですけれども、国道側から見ますと、西に行きますと線路と国道の距離はありますけれども、東外れに行きますと線路と国道の距離がなくなりますから陸橋が非常に難しいというところで、なかなか1本に決められない理由がここにあるということでご理解いただきたいと思えます。大まかな先ほど方向を言いましたので、ここは言いませんけれども、大まかな方向です。

先ほどのアクセス道路は206ページでした。ページ数を言わなくて申し訳なかったです。

それから、次は208ページの橋の調査設計委託料の話だったと思えます。どこですかということですので、日出橋という橋と矢指橋という橋があります。日出橋は野中地先です。矢指橋は足川と椎名内の境にかかっている橋ですから、とにかく一番海岸よりの橋二つです。この二つを中の鉄筋の塩害はどれだけ進んでいるかということを経験的に調査したいというふうにご検討して予算措置しているものであります。

以上です。

○委員長（向後和夫） 担当課長の答弁が終わりました。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） ありがとうございます。ごちゃごちゃしたもので飛ばしちゃったりなんかして、私の質問も飛ばしたりして申し訳なかったです。

歳入の方での繰り越しの形はよく分かりました。これはいつごろ執行するつもりですか。本予算が決まった後に、もうすぐに執行ができるという状況なんですか、それともこれからまだまだ交渉が入るという感じですか、そこを教えてください。

それから、産業祭りの関係は分かりましたというか、私は地域ごとにやる方がいいんじゃないかということで、それは賛成なんですけれども、ただ時期的に全部が11月というのはちょっと何か間が悪いなという気もします。一つの市の中でもってばらばらにやるのが三つ同じ時期というのもちょっとおかしいので、運動会ではないので、そういった意味でこの辺はやはり工夫をしていただきたいなという気がします。ただ、私はこういったことはまとめることは必ずしもいいことではないと思うんです。

それから、同じページの新規就農者の問題ですが、これはちょっと課長の回答が私、納得がいかなかったところなんです。というのは新規就農者に対する研修の補助金という具合に課長はおっしゃったんだけど、これは干潟で新規に就農するものに対して補助金を与えているというその事業が継続されているという具合に考えているんだけど、そうではないんですか。これを教えてください。それによってはまた回答が変わると思うんです。

それから、170ページですが、農業経営基盤強化促進事業の賃金ですけども、これは事業の形は分かったんだけど、対象になるメンバーといいたいまいしょうか、支給される対象は一体どういう人たちなのか、そこをもうちょっとはっきり教えてください。

それから、さっき聞き漏らしちゃったんですけども、183ページ、漁港管理費の委託料なんですけども、公園維持管理委託料というのがありますが、これはどんなことをしているのか。例えばお客さんが落としていったごみを収集したりなんかしているんだと思うけれども、そのごみ集めやなんかは一体どうしているんですか、どこへ捨てているというか持っているんですか、その辺りを具体的に教えてください。

土木費になりますが、200ページの国土調査費、私ども混乱していて地籍調査と道路台帳とをごっちゃにしている部分があるんですけども、いずれにしてもこれは必要なことで、今まではっきりしていない部分が多過ぎたと思うんですが、この結果として伺いたいんですけども、かなり例の国から移管された公有地がはっきりしないと思ったんですけども、それはどん

な状況か教えてください。

それから、これは質問というよりも道路台帳整備ですけれども、これはぜひ後々のためにも金をかけてやってほしいなと思うので、よろしくをお願いします。

○委員長（向後和夫） 藤田委員の質疑に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 歳入であります。故意的に繰り越した物件補償はいつごろ契約かということだと思います。これはもう4—6 予算の期間の中で話し合いが終わったわけですから。終わっちゃったんですけれども、金が無い、予算も無いから契約できませんので、これを故意的に残してもうすぐできる。この議会が終わればすぐにできるというような状況です。以上です。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 最初のご質問というかご意見、私どもは11月に全部祭りが偏るということで大変申し訳なく、各組織で春先までに決めておかないと雑誌社のいろいろな取材があります。春先に本に載せるとか、そんな形で旧市町の時にもう既にあらかじめこの時期ということで決めていたから、そういう調整ができなかったのかなということで、ただいまいただきました貴重なご意見、それぞれ今回の反省の中に踏まえて検討させていただきたい。そうすることによって、来る方もそれぞれ楽しんで来ていただけるのかなということでご理解をお願いしております。よろしく願いいたします。

それと農業経営基盤の方の対象者ですか、これは主に農業委員というようなことで理解をしています。リーダー、例えばいろいろなあっせん活動をやっていただく方ということではないですか。指導していただく方ということです。それとあと集落の推進委員方、いろいろ配布物を配っていただく、そういうことで今回謝礼をさせていただいております。

それと、新規就農者ですけれども、旧干潟町の時につきましては、5年間新規に就農しますと年間10万円ずつの奨励金を交付させていただいております。現在のところ27名、17年の予算の中でありまして、これについては5年間の約束というところですので、その期間は交付をするということで現在進めております。

これをやめた理由が実は高校卒業して募集するのには、ぱっと就農すると1年くらいでやめちゃう方もいるんです。おやじさんも嫁さんをどこかへ探してこいみたいな形で、勤めの場合によっては奨励するということもあるというようなことで聞いております。そういう時に一番きついのは、過去に出したものを返還しなさいということで、そんなことで後継者

が使ったもの返還というようなこともありました。そんなことで今回の後継者等の中も農協青年部の方にもちょっと話をしたんですけれども、先ほどの里親支援のいろいろな事業とは別に、海外研修ということで予算を別に組ませていただいております。そういうところでどんどん視野を広げていただきたい。そんなことで我々旧干潟町の時もいい方向で新市になったら変えていただこうと、そんな形で今回16年度事業限りでというようなことで変更させていただいた、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

あと、公園の方の維持管理につきましては、ご承知のように飯岡公園、みなと公園の中に土地につきましては県有地ということで聞いております。それから、管理については今まで飯岡町が任されてやっていた。これから市が引き継ぐというようなことで、管理につきましては市が実施をさせていただくということで予算措置をしてあります。主に使いますのは、公園の中にトイレがあります。トイレの清掃あるいは公園の中のいろいろな清掃、そこにつきましては業者に委託を考えております。いろいろなごみ等につきましては分別収集して適正にクリーンセンターの方へ持ち込む、そういうような形で指導をさせていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 赤道、青道、法定外公共物の関係なんですけれども、予算書の200ページです。ここだということはないと思いますけれども、国土調査の関係です。国土調査をやりますと境界になりますから、赤道、青道も境界が決まっているわけです。それはおっしゃるとおりです。ただ旧干潟町ではそうですけれども、ほかの所については境界から決めているわけです。国土調査でやるところは赤道、青道の所の境界も決まっていきます。それで進んでいきます。そういうことになっています。

以上です。

○委員長（向後和夫） 藤田委員。

○委員（藤田昌功） 私も何かあやふやな質問なので答えにくいと思うんですけども、言っている意味は何となく分かります。むしろだから、これをどうやって進めていって、今おっしゃるように旧干潟町しかやっていないわけなんですけれども、これを全体に進めていけば相当問題点が出てくるんじゃないかと思うんです。どこかへ民地の中へもりぐ込んだりした法定外公共物がだいたい掘り出されてくるんじゃないかというようなこともあって、質問の意図はそこにあるんですけれども、その意味ではぜひこれはもっと全体に拡大ができるかどうか、そ

の点だけ答えてください。

○委員長（向後和夫） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 大変失礼いたしました。これは法定外公共物、一般の市道についても境界は決めなくてはいけないことになっています。それと同じようにやってきたわけです。藤田委員は法定外公共物ももっと境界を決めてきちんと確定して、売れるものは早く売っちゃえよという意図は分かりますけれども、道路がいっぱいあるものですから、法定外公共物だけ進めるということではなくて、法定外公共物も進めながらということで順番をとりたいと思いますけれども。

○委員長（向後和夫） 藤田委員。

○委員（藤田昌功） 進めてもらえばいいと思います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ございますか。

石毛忠雄委員。

○委員（石毛忠雄） 石毛でございます。きょうはご苦労さまでございます。

今までの質問の中でだいたい私も理解したんですけれども、若干参考のためにお聞きをしたいと思うんです。

先ほども質問の中でありましたけれども、新規就農者ですか、この補助金ということのっておりますけれども、農業後継者育成事業ということで新規就農者・里山支援事業補助金ということで百何十万円ほどのっております。それで169ページですか、この中で農業活性化推進事業の中でやはり負担金、補助金ということの中で新規就農者・里親支援事業162万円がのっております。これについては同じようなことございまして、いわゆる合算しての金額がそういう後継者のために使われていると思いますけれども、これは旧市町ともやってきた事業の違いなのかどうなのか、そこら辺についてご説明をいただきたいと思います。整合性についてお聞きをしたいと思います。

それと同じ169ページでございますけれども、委託料の中で環境調査指導委託料というのがのっております。環境調査指導、これはどういう仕事なのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、175ページでございますけれども、農村総合整備事業というのが載っております。その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、商工関係でございますけれども、191ページに旭市観光協会補助金というのが負担金の中にのっておりますけれども、924万円。これは一括して観光協会の方にいわゆる

現金をお渡しする側なのかどうかについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じ農林予算でしょうか、保安林についての予算がのっておりますけれども、これにつきましてはどこにいわゆる植栽をしていくのか、恐らく海岸線だろうと思いますけれども、これらについてご説明をいただきたいと思います。

取りあえず以上、ご質問いたします。

○委員長（向後和夫） 石毛忠雄委員の質問に対しまして答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員のご質問に対しましてお答えさせていただきます。

ちょっと紛らわしい表現で新規就農者の部分が同じような表現をさせていただいております。申し訳ありません。実は合併前に各市町で議論した中で、後継者育成という形で後継者に対して例えば奨励金を交付する、あるいは後継者育成からもうちょっと発展して地域の活性化を図る意味、そんなことでそれぞれ名前は一緒ですけれども、冒頭の中にありますように農業後継者育成の中の奨励金、あるいは活性化の中の実は新規就農者に対しての補助、そういうことで出だしが旧市町がちょっと異なると、そんなことでご了承いただきたいと思っております。

それとあと環境の関係でございます。環境調査のところ、今、非常に土地改良事業等をやっても実はいろいろな工事しまして、あまりきれいになり過ぎちゃって実は生物、例えばカエルがなかなか飛びはねても上に上がり切れない、そんなことで生物がなかなか生育できない、実はそういう土地改良事業の工法が今、主流でございます。今から国の税金を土地改良事業で使っていく中でやはり環境に配慮した、生物が生態系を壊すような、そういう手法というのはどうかということで、これは税金を納める消費者あるいは国民からもなかなか納得を得られない。そんなことで、土地改良事業につきましては環境を必ず考慮した手法が今求められております。そんな中で、生態系につきまして専門の方においでいただいて、実はそれぞれ調査をしている。虫が住めないようなほ場ですと、やはり害虫も多いというようなことで、そんな形でひとつ生態系を守るべく土地改良事業を推進しようと、そんな形で現在調査をさせていただいております。

あと175ページの農村総合整備事業でございます。これにつきましては、主な大きなものは調査測量あるいは設計管理というようなことで、あとは農道の舗装工事というふうなことでやっております。今、ほ場整備等を予定している地区もございます。中2地区、そういう所の測量委託なり、あるいは工事請負費そういうものの事業費でございます。

以上であります。

○委員長（向後和夫） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 保安林の関係につきましては、海岸の防風率を想定をして計画をしております。神宮寺浜ということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（向後和夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（小田雄治） それでは、お答え申し上げます。

191ページ中段にございます19節の負担金補助及び交付金の中の旭市観光協会補助金924万円でございますけれども、これは、この議会議決後に旭市の観光協会へ補助するものですが、この大方が七夕市民まつり、実行委員会を組織して今年度終わったわけですが、これへの補助金ということで750万円でございます。

なお、このほかに観光協会が飯岡町にございますけれども、この観光協会へは4月から6月の予算で既に旧飯岡町において執行済みでございます。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ただいま答弁が終わりました。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○委員長（向後和夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第5号について下水道課長は説明してください。

○下水道課長（山崎健次） 下水道課でございます。

それでは、議案の補足説明は本会議の場で説明させていただきましたので、お手元に配布の旭市公共下水道事業の概要について、現在の状況を過去からの経緯についてご説明申し上げます。

資料の1ページ目でございますけれども、事業の経緯でございますが、平成4年度に基本

計画を策定しております。下水道法では、この基本計画を全体計画と呼んでおりますけれども、それで5年度に事業認可を取得しまして、6年度から処理場用地の買収、それから幹線管渠等の工事に着手しております、その後順次処理場の工事、それから幹線管渠等の整備を進めまして、平成12年3月末に旭駅周辺地域の中央地区90ヘクタールを供用開始しております。

3番目の事業計画の認可でございますけれども、これは下水道法の事業認可でございますが、当初の認可につきましては平成6年2月15日に取得しております。その後、変更を重ねまして、平成17年6月10日に下水道法の変更の認可を取得しております。

その全体計画と認可計画の所見でございますけれども、その表でございますが、まず全体計画としまして、計画面積が990ヘクタールでございます。計画人口は2万4,700人でございます。事業認可の方につきましては、計画面積が202ヘクタールでございます、計画人口は6,600人でございます。現在16年度末の整備状況でございますけれども、面積につきましては137.9ヘクタールを整備済みでございます。整備率につきましては68.3%となっております。

次に、下の表の旭市浄化センターの所見でございますけれども、水処理能力としまして全体計画で1万8,700立方メートル（日最大）でございます。事業認可につきましては6,200立方メートルでございます。現在の現有施設でございますけれども、3,100立方メートルとなっております。主な施設としましては、現有施設としましては右端でございますけれども、管理棟、污泥処理棟、水処理施設、塩素混和池が共用しております。現時点で施設を建設していないものにつきましては、全体計画の表中のポンプ棟と、それから焼却炉が現在はまだ建設しておりません。

下の水質の状況でございますけれども、これは認可の計画でいう水質でございます、BODが190ミリグラム／リットルでございます。ちなみに現在の実績としましては、次のページの5番目に記載しておりますけれども、現在の流入水質の実績としましては247ミリ／リットルとなっております。下段の計画放流水質でございますけれども、BODが15ミリグラム／リットルでございます、実績の16年度でございますけれども、BODが1.7ミリグラムとなっております。SSが計画流入水質が150ミリグラム／リットルとなっております、実績が214ミリグラム／リットルとなっております。計画放流水質のSSが30ミリグラム／リットルとなっております、実績が0.9でございます。実績のBODの除去率が99.3%、SSの除去率が99.6%となっております。放流先につきましては、新堀川を經由しまして新川

に放流しているところでございます。

ちなみにBODでございますけれども、この数字だけでは非常に分かりづらいところでございますが、このBODと申しますのは水中の汚れ、有機物でございますけれども、これは微生物の作用で分解されますけれども、この過程で行われる酸素の量を生物学的酸素要求量BODと呼んでおります。単位はミリグラム／リットル、100万分の1でございます。ちなみにそのBODのおおよその目安としましては、魚が生息するのに可能なBODの上限値でございますけれども、一般にヤマメ、イワナなどが2でございます。サケ、アユなどがBODが3、コイやフナなどが5と言われておりますので、処理場から放流しておりますそれぞれの水質がBODで申しますと、ヤマメやイワナなども住めるような水質だということでご理解いただきたいと思います。

次に、2ページでございますけれども、4番、17年度の工事予定でございますけれども、17年度につきましては、まず先に3ページの図面をご覧ください。

関連がございますけれども、紫の一点斜線が現在の認可区域を表しております。図面の下の方に青く色塗りされていないエリアが3か所ございますけれども、この合計2ヘクタールの区域を今般平成17年6月の下水道法の事業認可によりまして下水道の計画区域に取り込んだものでございます。それで、この青く塗っておりますのが、現在の供用開始済みの区域でございます。

図面の左の方でございますけれども、中段でございますが、旭中央污水ポンプ場と明記しておりますけれども、これにつきましては現在まだ建設はしておりません。場所でございますけれども、市役所の構内に計画されているところでございます。現在は市役所の一角にございますマンホールポンプという施設で下流に流下させているところでございます。

17年度の整備の工事の内容でございますけれども、図面の上段のところに赤く色塗りしておりますけれども、まず旧県道旭小見川線に旭中央污水幹線工事としまして特殊な工法によることから、財団法人千葉県下水道公社に工事を委託するものでございます。去る10月11日に協定を締結しまして、公社が11月初旬ごろの発注を目指して準備を進めているところでございます。工事場所は二の袋地先、加納院付近から水深工法で幹線管渠径が300ミリメートル、延長が約223メートル、それと、サービス管としまして開削工法で径200ミリメートルの枝管を約190メートル布設するものでございます。

なお、公共交通機関、それから個人商店の営業等に一部支障を来すこととなりますので、部分的に夜間工事に対応することにしております。工事に際しましては付近住民の方々には

大変ご迷惑をおかけしますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いしているところでございます。

なお、6月22日に加納院で下水道工事等の説明会を実施済みでございます。また、工事期間中の交通規制などのお知らせにつきましては、市の広報紙、インターネット、チラシ等を各戸配布して周知する予定でございます。

次に、面整備工事でございますけれども、これは市の直轄発注でございますが、薄いピンクのエリアでございますけれども、11月初旬から中旬までの発注に向けて準備を進めているところでございます。面整備工事につきましては、旭市二の袋地区約1.8ヘクタールの区域内に総延長約567メートル、管径200ミリメートルの塩ビ管の設置工事を行います。また、昨年度管渠工事を施工しました旭市中央第三保育所周辺と新田地区の一部の舗装復旧工事、工事延長でございますけれども約1,300メートル、舗装面積にしまして約6,000平方メートルにつきましても併せて行う予定でございます。

資料の方に戻りますけれども、2ページでございます。5番の下水の処理場の処理状況でございますけれども、17年8月末の処理場への流入汚水量につきましては日量約1,000トンでございます。運転管理につきましては外部委託しておりまして、24時間365日の体制で実施しているところでございます。

次に、6番の進捗状況でございます。普及率でございますけれども、直近の普及率で申し上げますが、平成16年度末の平成17年3月31日時点での普及率につきましては、行政区域内人口4万276人、対象人口4,876人となりまして、普及率は12.1%でございます。ちなみに、県内公共下水道事業の実施市町村38市町村でございますけれども、この12.1%という16年度末の普及につきましては下位から2番目となっております。公共下水道事業の着手の月と、それから供用開始してまだ6年目ということからこのような状況になっております。

一番下に17年7月1日時点での1市3町合併時点での普及率としましては6.9%、下がるものでございます。普及率につきましては、分母が行政区域内人口、住民基本台帳の人口でございますけれども、それが7万490人となりまして、対象人口4,876人でございますので、普及率が6.9%という数字上は下がるような状況になります。

次に、水洗化率でございますけれども、16年度末でございますが、水洗化関係につきましては対象人口4,876人、それから接続済み人口は2,491人ということで、水洗化率が51.1%となっております。17年7月1日時点での普及率につきましては、一番下段でございますが52.9%となっております。

以上で公共下水道事業の概要を終わらせていただきます。

○委員長（向後和夫） 下水道課長の説明が終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） 一つだけ教えてください。この図面の左上の所なんですけれども、国道沿いの部分ですが、国道の南側というのはほとんどもう入っているわけけれども、この部分は、ここは需要が多そうだという話を聞くんですけれども、この辺はいつごろになるんですか。

○委員長（向後和夫） 下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） ただいまご質問のありました区域につきましては、おおむね平成20年度ごろを予定しているところでございますけれども、政府の構造改革、三位一体の改革等をやられる中で国庫補助金の削減・縮小等の見直しの中で、ここ数年国庫補助金が減少している状況でございます。これは千葉県内に限らず全国同様の状況でございますので、現時点での国庫補助金の内示の状況では、おおむね平成20年ごろということで考えています。よろしく申し上げます。

○委員長（向後和夫） ほかに。

鶴谷委員。

○委員（鶴谷富士男） それでは、ちょっと質問させていただきます。407ページ、維持管理費が1億円ぐらいかかりますけれども、そのうち運転管理なんかはここに書いてあるとおり外部委託ということになっていきますけれども、その主な委託先で、金額的には1億円のうちの外部委託にかかる金額分かりましたらお願いします。

それと、今後、3町には下水道はありませんから、それらも含めて今後今年の面整備工事を見ますと1.8ヘクタールということで本当にわずか、まだ64ヘクタール残っていて、このままいくとあと30年もかかるという状況の中で、3町との話し合いとか、そういうのが今後、都市整備計画とちょっと絡むと思いますので、その辺も含めて分かる範囲でよろしく申し上げます。

○委員長（向後和夫） 鶴谷委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 1点目の処理場の施設維持管理費の外部の委託先という質問でございますけれども、一番金額的に占めておりますのは浄化センターの運転業務委託でござい

まして、この業者につきましては船橋市に所在地がございますトクサンという会社に委託しているところでございます。

それから、2点目の旧3町と、それから新旭市となつてからの下水道計画についての見直しとそれから内部調整の状況はどうなっているかという質問でございますけれども、旧3町の下水道計画につきましては、それぞれの汚水適正処理構想の中で将来構想としての公共下水道の計画がございます。この汚水適正処理構想は県内全市町村、未着手も含めてでございますけれども、それから、それぞれ各市町村の汚水適正処理構想を策定しまして、それを受けまして千葉県が集大成したものでございまして、平成15年12月に県から公表されているところでございます。

今後の状況でございますけれども、今後の新旭市の下水道計画につきましては、旭市の総合計画の策定や都市計画の検討、見直し等を考慮しながら、旧旭市の公共下水道の全体計画をベースに進めていきたいと、このように考えております。ちなみに、汚水適正処理構想で公共下水道と農排、合併処理浄化槽のその内容でございますが、旧旭市は3事業とも実施中でございます。旧海上町につきましては公共下水道の計画がございます。農業集落排水の計画もでございます。合併処理浄化槽につきましては実施中でございます。旧飯岡町につきましては公共下水道事業は計画してございます。農業集落排水事業としては計画はございません。合併処理浄化槽は実施中でございます。旧干潟町につきましては公共下水道の計画はございます。農業集落排水事業の計画はございません。それから、合併処理浄化槽につきましては実施中でございます。

最後に、旧3町との調整と申しますか、1市3町との調整、それから今後の作業の状況でございますけれども、現時点では汚水適正処理構想について新市の内部での調整はまだしておりません。先ほど答弁申し上げましたけれども、都市計画等の見直しと直接いろいろ絡みがございますので、それらとの進み具合と申しますか、市内部での関係するところの都市計画事業、それから公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業等々の調整が今後必要となります。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑はありますか。

石毛忠雄委員。

○委員（石毛忠雄） ただいまの課長の方から下水道事業についての概要説明があったわけ
でございますけれども、その中で普及率を見ますと、現在供用区域内に入っているのが人

口的には4,876人と、これは調整区域内全体から見た場合には17.1%の進捗率だということでございますけれども、この中で実際、供用区域内に入っている人でもやはりまだ利用していないという方が大方あるかと思えます。これはここにも出ていますけれども、水洗化率ということで52.9%ということでございますけれども、やはり水洗化が進まないという供用もなかなかできないということであろうかと思えます。そういうことで、やはり水洗化率を高めていくと、そして17年にやるものについては大いに利用していただきたいと私どもも思うわけでございます。そういう面で手だてをどのようにされているのか、私どもは一般的に申し上げますと、この区域外でございますので、やはり地区では旭市の一般会計から3億何千万という金を一般会計の方から投入しているというふうに見ておりますので、やはりできるだけ市からの財政負担を軽減していくためにも、この供用区域内にあるものはできれば高度利用していただきたいと、このように思うわけでございますけれども、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（向後和夫） 石毛忠雄委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） 水洗化率の向上等のご質問でございます。

下水道の指標としましては、一般的には下水道処理人口普及率が指標でございます。次に普及率という指標でとらえているところでございます。委員ご指摘のように水洗化率は別としまして、まず接続していただけることが最大の目標でございます。まず処理水量の増加といえますか、水質改善のさらなる向上等が目標でございますけれども、接続の状況につきましては、せんだっての松木議員の質問の中でご答弁しましたような状況でございます。平成12年度からの接続の世帯の状況につきましては、12年度は339世帯、13年度が530世帯、14年度が742世帯、15年度が883世帯、16年度が916世帯、それから17年度、これは8月末でございますけれども973世帯というような状況で推移しておりまして、接続のお願いと申しますか公共下水道事業の説明、普及促進につきましては、本市が平成12年度に供用開始して今年の3月末で5年が経過している状況でございます。その間、毎年供用開始区域の拡大を図り、水洗化率の接続を上げるべく戸別訪問などを行い、促進を図っているところでございます。

先ほどの数字の状況でございますけれども、5年目におきまして過去の水洗化率の伸び率を比べますと若干の率が低くなっている状況がございます。こちら側としましては、その水洗化接続につきましては先ほど申しましたように、これは費用だとかの関係もございませ

れども、昼間も夜間もそうですけれども戸別訪問などを行い、接続に向けてお願いしているところがございます。

また、普及促進の方法としましては、毎年9月10日が全国下水道の日でございますので、この下水道の日に併せまして各種啓蒙活動を行っております。また、通常につきましては下水道課のホームページ、それからチラシ等の配布、それから、これは処理場の浄化センターでございますけれども、市内外を問わず小学校の児童・生徒たちに見学をいただいております、そのような機会におきまして下水道の普及促進、啓蒙活動を行っているところがございます。

ちなみに、本年度につきましては市外からの見学も予定されております。そういう状況もさらに今後進めまして、公共下水道の接続をさらに進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 普及率の問題ですが、この表を見ますと、急に17年の7月1日から6.9に急にダウンして……

（「7万人」の声あり）

○委員（林 正一郎） 7万人。だけれども、この普及率の方は6.9になっている。それと、今説明があったのですが、その中で古い浄化槽がまだ使えるということで接続はしないという人が多くいると思うんです。そうしたことをどのように普及、接続をしてくれというふうをお願いをしているのか。これが大きな問題ではないかなと。そうすると、接続しますと旧浄化槽の方が維持管理費が安いと。接続すると3倍も上がっちゃうと、2倍も上がっちゃうということになると、なかなか接続してくれないという問題が第一にあると思うんです。

それともう1点は、合併で800円ですか、負担金が大変なんですね。これをどのように執行部の方では考えているのか。私個人的な問題で申し訳ないんですが、私も平米数大変持っておりますので大金な額を納付したわけでございますが、普通だと一般家庭では大変じゃないかなと私は思いますので、その点もどのように徴収方法をやっているのか、面倒をどのように見ているのか、その辺もお聞かせ願いたい。

それともう1点でございますが、これは403ページの款の下水道債です。これが計が1億2,460万円なんです。しかし、もう一つこれを見ますと、公債費のやはり款で409ページに元金が2億194万9,000円支払うわけです。それで、2款で利子が1億145万9,000円ということ

になりますと、どのくらい下水道債を発行してあるのか。それと何年間の償還か、利率はどうなのかと、この点をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（向後和夫） 林正一郎委員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（山崎健次） まず1点目の普及率のダウンした理由ということでございますけれども、資料の2ページの普及率の平成17年7月1日の状況でございますが、これは先ほども申し上げましたけれども、7月1日に1市3町の合併によりまして、17年3月末の行政区画内人口が4万276人であったわけでございますけれども、合併による人口によりまして7万490人となりまして、住民基本台帳の分母が増えて普及率が結果的に数字上でございますが12.1%から6.9%になったということでございまして、これは普及率が実質的に下がったという意味ではなくて、下水道事業を実施していない区域の所の人口が分母に入ってきたために減ったということでございます。これにつきましては、ここ数年、県内でも市町村合併が進んでおりますけれども、同様な状況が考えられるところでございまして、来年度につきましては県内の各市町村の普及率と申しますか、数字は前後するということが想定されるところでございます。

2点目の浄化槽から公共下水道の切り替えにつきましてでございますけれども、浄化槽につきましては、皆様委員各位ご案内のように単独浄化槽は現在既に設置はすることはできないとなっているところでございます。合併処理浄化槽での整備をすることとなっております。それと併せまして、先の国会で浄化槽法が改正されてございまして、一部未施行でございますけれども、浄化槽の第1の法の目的が改正されたというふうに聞き及んでおります。従来の建築基準法関係での浄化槽での基準ではなくて、下水道法関係での趣旨を取り入れて公共用水域の水質の保全も目標であると、このように伺っております。説明が的を射ているかどうか分かりませんが、古い浄化槽からの公共下水道への切り替え、それから下水道区域外での単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えにつきましては、市としましては改造資金の補助金の制度がございますので、下水道の区域内でございまして、浄化槽から公共下水道への切り替えにつきまして改造資金の融資を受ける方に対する利子補給や排水設備等の方への補助金を交付しております。

言うまでもなく、下水道法によりまして、トイレのくみ取り便所から水洗化トイレへの接続につきましては下水道法で規定されているところでございまして、供用開始の日から3年

以内には切り替えし、接続しなければならないというのが法の規定でございますけれども、これは県内どこの市町村でも同じでございますけれども、先ほど委員ご指摘のように浄化槽からの切り替えとかにつきましては、現実的にはなかなか進んでいないというのが状況としてございます。ですので、先ほど申し上げましたけれども、下水道への接続、それから使用料、あるいは負担金等の納入等につきましても、さらに体制を強めていきたいと、このように考えております。

それから、受益者負担金の徴収方法でございますけれども、受益者負担金の未納者は平成17年5月末で666件、金額にしますと5,044万6,000円となっている状況でございますが、この未納の主な状況と申しますか、理由でございますけれども、共有名義や同一家族の所有、それから数年にわたって滞納しているケースがございます。主な理由としましては経済的負担や下水道事業に対する不満や反対等になります。

○委員長（向後和夫） 課長、質問の要旨がちょっと違うと思うけれども。

○下水道課長（山崎健次） 失礼しました。受益者負担金の金額につきましては、千葉県内では確かに高い地位でございます。と申しますのは、その公共下水道に着手しました年度がまだ非常に浅いと、それから供用開始してまだ6年目であるという状況でございますので、これは最近、旭市以外に供用開始しました館山市等と同じぐらいでございます。ですので、受益者負担金につきましては、これはほとんど市町村がそうでございますけれども、末端管と整備費双方を受益者負担金としてお願いしているところでございます。ですので、この負担金の額につきましては確かに県内の状況では高いクラスに入っておりますけれども、下水道事業の着手しました先進市ではやはりそれなりに低い金額、負担金でやっておりますので低い金額になります。

それから、下水道債とその償還関係でございますけれども、下水道事業債につきましては、国庫補助開始事業につきましては国の補助金を除く市負担額の90%、単独事業につきましては事業費の95%が起債措置されております。17年度の通年の予算額としましては補助対象事業費6,400万円に対しまして市の負担額3,200万円の90%と、単独事業費1億90万5,000円の95%、9,580万円の合計で1億2,460万円でございます。

今回の予算提出に当たりましては、本年3月末の国庫補助金の内示によりまして、今回の補正で合計で1億1,160万円となったものでございます。

それから、下水道債の17年度末の現在の見込額でございますけれども、42億429万7,000円となっております。利率につきましては、現在借り入れしております下水道債は公営企業金

融公庫資金、財政融資資金、簡保資金等でございますけれども、これらの利率は0.9%から4.4%までであります。この内訳でございますが、公営企業金融公庫が利率が1.35から4.4%、財政融資資金が0.9から4.3%、簡保資金が2.0%、縁故資金が1.0から3.1%という状況になっております。

以上、答弁漏れがございましたらご指摘願います。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について農水産課長、説明をしてください。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、お手元に配布しました資料につきまして若干説明をさせていただきます。2枚ほど配らせていただいています。

旭市の農業集落排水事業の概要でございます。

そもそも農業集落排水事業ですけれども、これにつきましては農業集落の形態に適した小規模分散型の污水处理施設、そういうものでご理解いただきたいと思えます。集落単位、そういうような形で污水处理をさせていただく。おおむね1,000人程度に相当する規模の農業集落単位で整備を進めている、そういう事業でございます。

この事業の処理の流れとしましては、家庭から出ますし尿、それと生活雑排水等の污水、ただ、これは雨水等は除きますので、うちの中から出るいろいろな污水、これを専用の排水管を通しまして処理施設に流入をして、そこで処理をしまして、処理をしたものを公共用水の水域に流すと、そういう処理形態でございます。

これによりまして農業集落排水路の水質保全、あるいは施設の機能維持等または農業生活環境の改善、そういうようなことで、特に公共用水域の水質保全に寄与している、そういうことの事業ということでご理解をいただければと思えます。

現在市内で実施をしておりますところが、地図を用意しておけばよかったですけれども、申し訳ありません。説明させていただきます。江ヶ崎地区という地区が1か所ございます。これは位置的には袋公園が東西に長くありますけれども、その袋公園の北東側という位置をご理解いただきたいと思えます。その地域で平成4年に県営事業として採択をされまして、平成10年5月から供用を開始させていただいております。現在の処理対象計画人口につきましては1,670人、戸数的には429戸ということでございます。

それと、もう1か所琴田地区ということで位置的にはサンモールから旧干潟町の萬歳地区

の方へ行きます通称、大正道路、旧旭市の市内を通りまして田んぼに出ます。そこの萬歳に向かいまして左側によく麦を嚶鳴地区で作っております。あの麦を作っている集落の位置というようなことをご理解をいただければと思います。あそこに田んぼの人家のわきにしゃれた建物がありますけれども、あれが貯留施設でございます。ここにつきましては平成8年に採択をしていただきまして、平成13年5月から供用を開始させていただいております。処理対象人口につきましては770人、処理対象戸数につきましては155戸、こういう施設。現在2地区で事業を実施させていただいております。これにつきましては、ほ場帳には土地改良事業と同じように農業者の方が手を挙げていただいて、我が集落でやりたい、そういうところからの住民からの盛り上がりの中で事業を実施させていただいている、そういう事業でございます。

申し訳ないんですけれども、この資料の中の3ページの方をお目通しをいただきたいわけですが、多分委員の方から普及率がなかなか前へ行かないと、表を見ていただければ分かるかと思っておりますけれども、我々も鋭意努力はしております。ただ、どうしても当時手を挙げてやろうというような形でやったんですけれども、加入する際に、これは加入している方ですが、現在例えば合併浄化槽等もある。そういうような中でまだまだ間に合うと。そういうちょっと何かおかしな考え方もいるのかなというようなことで、現在100%になるように努力はいたしておりますけれども、現時点の処理が既にもう合併浄化槽等がある、そういうような中でのものということをご理解を賜ればと思います。ただ、我々につきましてはやはり河川が、この施設が農業集落では一番いいということで理解をしております。

もう1枚のリーフレットの方をお目通しいただきたいと思っております。これはけさ作りしました資料で、開いていただきますと、家庭から出る雑排水の処理の比較がございまして、くみ取りから単独浄化槽、合併浄化槽、それで現在説明させていただいております集落排水事業、これが実はあります。この4通りの中で単位的には各表の絵の一番右側の方、空間の下を見ていただきたいわけですが、1日当たり、1人当たりの窒素のグラム数であります。くみ取りですと4グラム、あるいは単独浄化槽ですと13、あるいは合併浄化槽ですと窒素で13で、現在説明しております集落排水につきましては3というようなことで、特に農業用の排水路の中で一番困る窒素、そういうものにつきましては一番これが水路にとっては優しい方法かなと、そんなことで現在加入していない方にこういうチラシ等を配布しながら、ぜひ我が家だけよければいいということでなくて地域の排水施設を守っていただきたい、そんなことで説明をしております。汚れ等につきましても、断然この集落排水事

業が最適だと、そんなことで現在進めております。

ちなみに先ほど言いましたように加入金につきましては42万円、使用料につきましては月1世帯当たり1,700円、それにプラスすることの1人当たり400円、そういう使用料を徴収させていただきます。

以上で、簡単に申し訳ありませんけれども説明を終わります。

○委員長（向後和夫） 農水産課長の説明が終わりました。

議案第6号について質疑がありましたらお願いいたします。

藤田委員。

○委員（藤田昌功） これは何かとても難しいなと思っているんですけども、この間の決算の時にも話が出ました。負担金の滞納が非常に多い。これは下水道も同じなんですけども、何か方法が無いのであろうかということなんです。これはぜひ考えていただいた方がいいんじゃないかと。可能かどうか、私はまるっきり雑な考え方だからできないんですけども、例えば一種の財産権ですから、これをやったことによって不動産の価値が上がるわけです。ですから、その分を何か設定ができないか。地権設定みたいなことをして、例えば、今、金が入らなくても土地を売ろうという時にはそれを処理しないと売れないというような形にでもできないんだろうかと。何か方法を講じて今すぐ金が取れなくても、そのまま逃げ得ではまずいんで、一般の使用料ならまだその年その年の問題ということになるけれども、これはごく基本的な問題になりますから、その辺は一般の使用料とは別に考える方法がないだろうか、そこをぜひ考えていただきたい。

○委員長（向後和夫） 藤田委員の質疑に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今のご質問はまさしくそのとおりで、分担金が若干残っているところでいたしています。ただ、これにつきましては我々も一つ権利を買ったということで所有者の方にご理解いただきたい。そうすることによって、例えば次の方が例えば宅地を使用する時に合併処理浄化槽、そういうものが要らないわけですので、ただ42万円、一口に言うとなかなか督促に行きますと、42万円というのは現在分納等の制度も取り入れながらお願いをしているところです。ただ、これにつきましては必ずいただくという姿勢で、そうすることによって土地というのは必ずそういう方が持っているとは限りませんので、次の代にも行く、そんなことで、あるいは例えば今ですと母屋を建てて後継者が隣に分家を建てるとか、あるいは別の家を建てる、そういう時に必ずこの農集を使っただく、そういう形で指導

をしていきたいと、そういうふうを考えております。

○委員長（向後和夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（向後和夫） これより、討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号 平成17年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（向後和夫） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせて

いただきます。

所管事項の報告

○委員長（向後和夫） 次に、所管事項の報告に入ります。

資料を提出してある担当課長から随時報告してください。

（「なし」の声あり）

○委員長（向後和夫） ありがとうございます。

○委員長（向後和夫） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

執行部の皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 向 後 和 夫